

阿賀町地域防災計画修正の概要

【令和8年 月修正】

1 計画見直しの目的と方針

1.1 計画見直しの目的

阿賀町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、阿賀町防災会議が作成する計画です。

本計画は、阿賀町における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に係る一連の対策を定めるものです。

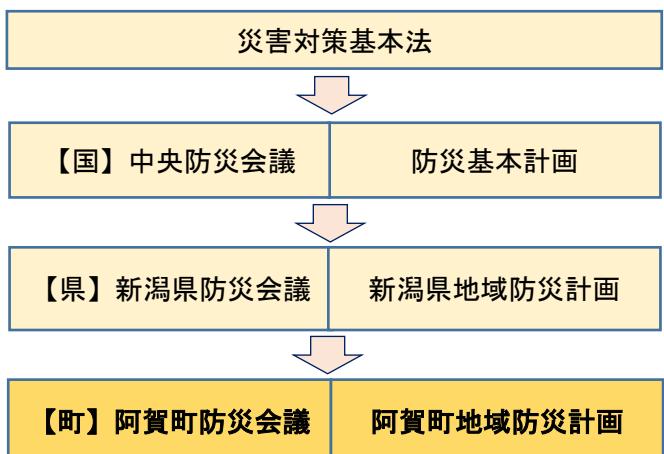
今回は、平成25年の修正から10年以上が経過したことから、災害対策基本法等の改正や近年の災害の多発化・激甚化を踏まえ、国や県との整合性を図りながら、町の実状に即した実効性の高い防災体制を構築するため、全面的に見直したものです。

1.2 内容見直しの方針

近年の風水害、地震災害などを教訓として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、今回の地域防災計画を見直しています。

同時に、町民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして町や国・県などの施策としての「公助」の適切な役割分担による防災協働社会の実現を目指す計画としています。

■ 阿賀町地域防災計画の位置付け



自助

町民一人ひとりが、生命と家族と財産を守る備えと行動

防災・減災

共助

隣近所と協力して自分達の地域を守る備えと行動

公助

行政や防災機関が、災害に強いまちづくりのために行う応急対策・活動

2 主な見直しのポイント

2.1 全体構成の変更

個別災害対策編を新たに作成し、3編で構成

前回の地域防災計画は、風水害等対策編・震災対策編の2編で構成していましたが、今回は、個別災害対策編を新たに作成し、3編での構成に変更しました。

個別災害対策編では、風水害等対策編に入っていた「雪害対策計画」に加え、災害リスクの高い「大規模停電事故災害対策計画」、地域特性を踏まえた「林野火災対策計画」、さらに原子力発電所の災害リスクを想定した「原子力事故災害対策計画」を追加し、個別災害対策編としてまとめました。

阿賀町地域防災計画

風水害等対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧・復興計画

震災対策編

- 第1章 総則
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 災害応急対策計画
- 第4章 災害復旧・復興計画

個別災害対策編

- 第1章 計画作成の趣旨等
- 第2章 雪害対策計画
- 第3章 林野火災対策計画
- 第4章 大規模停電事故災害対策計画
- 第5章 原子力事故災害対策計画

2.2 主な内容の変更

1 避難情報の変更

災害対策基本法の改正により、「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、「避難勧告」は廃止されました。

従来の避難勧告が発令されていたタイミングで避難指示が発令されることとなり、避難行動に結びつき易い表現に代わりました。

【(風)第3章 第10節 町民等避難計画】

2 避難行動要支援者への対応について明確化

災害発生時に備えた避難行動要支援者に対する対策(避難行動要支援者の範囲の明確化、支援者名簿の作成、個別避難計画の作成など)について記述するとともに、災害時における避難行動要支援者への対応についても「要配慮者の応急対策」の中でより具体的に示しました。

【(風)第2章 第24節 要配慮者の安全確保計画、第3章 第27節 要配慮者の応急対策】

3 土砂災害に関する警戒避難体制の整備等を要する区域の名称変更に伴う見直し
令和5年11月の「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについての通知(国交省)」を受けて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備等を要する区域の名称について見直しました。
警戒避難体制の整備等を要する区域としては、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」に変更しました。
【(風)第2章 第8節 土砂災害予防計画】

4 風水害等対策編、震災対策編の項目の追加
第3章 災害応急対策の冒頭に、各節の災害応急対策の時間経過に対応する行動内容の概要が分かるように、県計画に合わせて災害応急対策タイムスケジュールを追加しました。
【(風)第3章 冒頭 災害応急対策タイムスケジュール、(震)第3章 冒頭 災害応急対策タイムスケジュール】

5 女性等の多様な視点の追記
トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、相談窓口情報の提供等の対策を追記しました。
避難所における避難スペースの改善等の必要な措置について追記・変更しました。
【(風)第3章 第11節 避難所運営計画 など】

6 避難所での感染防止対策の追記
新型コロナウイルスの感染症対策等を踏まえた、避難所における感染症に対する防止対策（避難所の環境改善）の強化について追記しました。
また、災害発生時における感染症に対する防疫対策（予防、感染症発生時）についても追記しました。
【(風)第3章 第11節 避難所運営計画、(風)第3章 第21節 防疫及び保健衛生計画 など】

7 地震被害想定の記載、過去の主な風水害の追記
県が、令和29年9月に実施した「地震被害想定調査」に基づく、阿賀町で想定される被災状況等について記載しました。
また、平成25年以降に発生した主な風水害（台風、集中豪雨など）を合わせ記載しました。
【(震)第1章 第5節 地震被害の想定、(風)第1章 第5節阿賀町の災害の特性】

8 気象情報の見直しに合わせた追記等
気象業務法等の法令の定めるところによる、特別警報・警報・注意報など気象情報の種類と発表基準が改正され、これに合わせて全面的に変更しました。
【(風)第3章 第4節 気象情報等伝達計画など】

9 災害に強いまちづくりのための対策の追記

①空き家対策

近年、空き家が増加しており、特に老朽化した空き家は災害発生時には倒壊しやすく、防災上の大規模なリスクとなることから、空き家対策の推進について記載しました。

【(風)第2章 第3節 災害に強いまちづくり計画】

②防災集団移転

土砂災害や河川氾濫などの危険から守るために防災対策としての集団移転の推進について記述しました。

【(風)第2章 第3節 災害に強いまちづくり計画】

③流域治水

洪水を未然に防止又は被害を軽減するために、流域全体で取り組む「流域治水」について記述しました。

【(風)第2章 第9節 河川の災害予防計画】

10 新技術の導入を踏まえた追記

①ドローンの活用

前回修正以降において、災害現場で活躍する技術として新たに加わったものとしてドローンがあり、ドローンの活用も含めて記述しました。

【(風)第3章 第4節 集落孤立対策計画、(風)第3章 第14節 孤立集落対策計画 など】

②阿賀町アプリの活用

町が発信する情報をスマートフォンで受け取れる阿賀町アプリ「しらせあい」が令和6年4月に開始され、これを防災情報提供手段として活用する方向での記述としました。

【防災情報提供手段として全面的に追記】